

平成28年12月13日

株式会社 中国銀行

不祥事件の発生について

11月28日に窃盗容疑で逮捕された元行員（12月2日付で懲戒解雇）が12月13日に窃盗ならびに詐欺の罪で起訴されました。本件発生に関し、信用を第一とする金融機関として、慚愧の念に耐えません。

地域社会の信頼を裏切る不祥事件を招きましたことを深く反省いたしますとともに、お取引きいただいておりますお客さま、地域のみなさま、株主のみなさまに、心より深くお詫び申し上げます。

1. 事件の概要

(1) 事故者

当行井原支店に勤務していた元行員（31歳男性）

(2) 事件の内容

①窃盗事件

事故者は、平成27年12月21日午後、お取引先である新聞販売所に訪問した際、事務所の机の上に置かれていた現金28万円を盗んだ疑いで、窃盗罪で起訴されました。

被害に遭われたお客さまには、逮捕の翌日、訪問のうえ謝罪いたしております。

②詐欺事件

事故者は他の2名と共謀し、当行井原支店において、利用者とは別名義でカードローン契約を締結し、カードローン・カードを騙し取った詐欺の罪で起訴されました。

事故者は、当該カードローン契約の事務手続きを担当していましたが、現時点で、当行は、事故者の詐欺事件への関与度合いについて詳細を確認できておりません。

2. 監督当局への報告

中国財務局に不祥事件の届出をいたしております。

3. 人事処分

事故者については、12月2日付で懲戒解雇処分としました。

関係者に関しては、今後厳正な処分を課す方針です。

4. 今後の対応

再発防止策ならびに役職員への教育を徹底することにより、役職員一丸となって、信頼回復に向けた取組みを全力でおこなってまいります。

以 上